平成２８年（フ）第４６号
岩手県北上市中野町２丁目28番８号　フォーライフ中野３号
債務者　笹本　広治
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２１号
宮城県柴田郡大河原町字西桜町１番地１
債務者　姉崎小百合
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第２１号
石川県羽咋市吉崎町ム41番地８　ハイツスワン106号、従前の住所石川県羽咋市御坊山町12番地１　御坊山定住促進住宅２号棟210号
債務者　森　　幸夫
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第２５号
長野県飯田市鼎下茶屋2054番地（日置アパート22号）
債務者　佐々木芳幸
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２５５号
兵庫県伊丹市南本町５丁目２番12―402号
債務者　羽田摩伊人
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
徳島県板野郡上板町神宅字青木19番地１
債務者　稲岡　華有
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８７号
徳島県名西郡石井町石井字石井183番地１
債務者　榎本　二郎
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５３号
福岡県飯塚市伊川1254番地17　サンコーポラス伊川１棟406号
債務者　新田　啓二
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１６４号
大分県別府市大字鶴見4174番地の20
債務者　佐藤よし江
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６５号
大分県別府市大字鶴見4174番地の20
債務者　佐藤　　猛
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７６号
大分県別府市大字北石垣910番地の２
債務者　宮内　香奈
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６１号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東２番１号　町営住宅53棟16号
債務者　甲斐　正敏
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６２号
宮崎県日向市大字財光寺275番地１　桂ハイツ201号
債務者　有川　武志
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６３号
宮崎県日向市大字財光寺275番地１　桂ハイツ201号
債務者　有川　美香
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６６号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1351番地
債務者　尾﨑　澄子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６７号
宮崎県日向市大字財光寺3445番地12　市営木原住宅２棟４号
債務者　古田　圭代
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４２８１号
埼玉県和光市南１丁目８―49―302
債務者　中田　和希
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部